

# 成年後見制度を利用される方へ (申立ての準備をする前に必ずお読みください。)

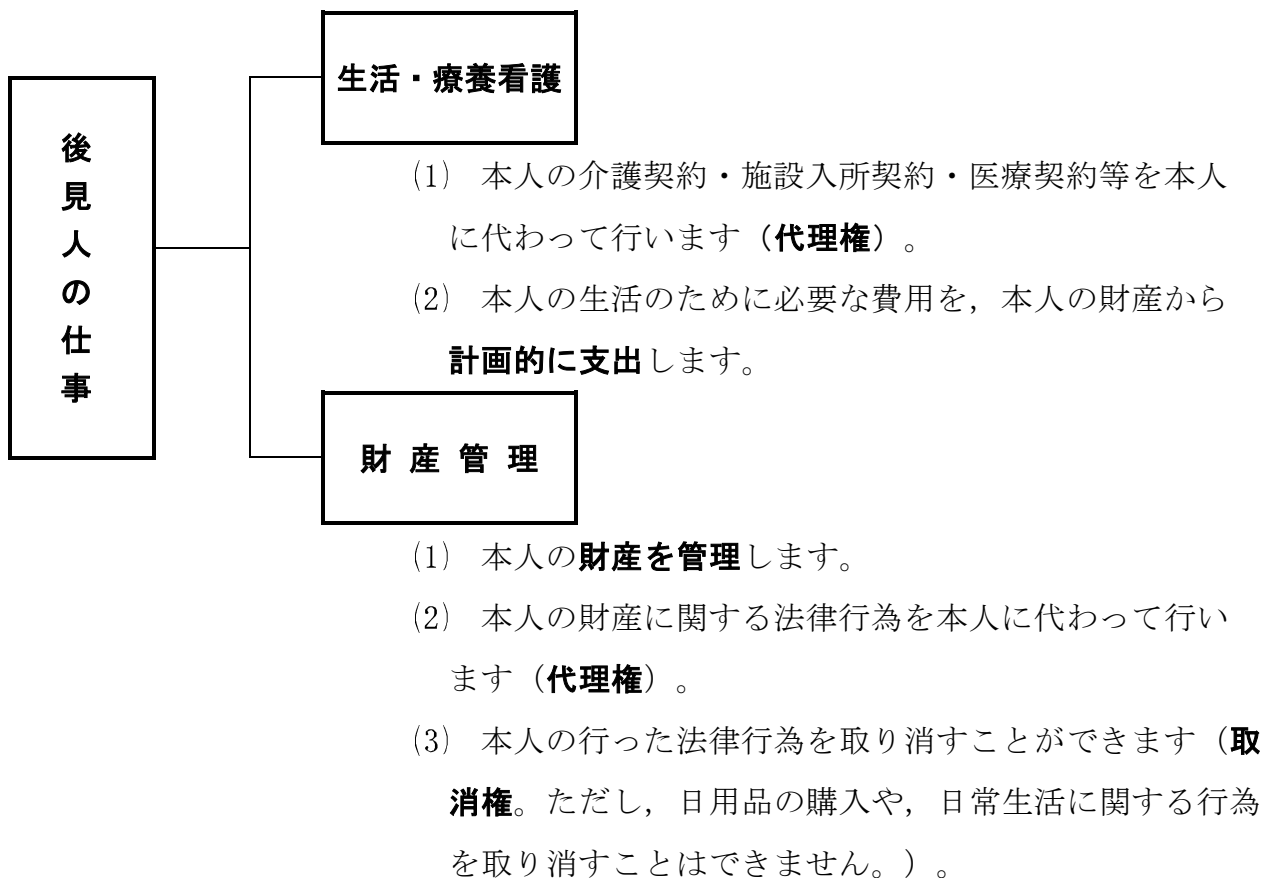
青森家庭裁判所

## 1 成年後見について

「成年後見」とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（民法7条）」（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）について、成年後見人を選任して保護を図る制度です。

家庭裁判所は、いろいろな事情を考慮して、成年後見人を選任します。場合により、第三者の後見人（弁護士，司法書士，税理士，社会福祉士等）が選任されることもあります。

選任された成年後見人は、成年被後見人（本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。



### 生活・療養看護

まず、本人の財産、収入を把握し、医療費・税金などの決まった支出を概算し、**療養看護計画や収支の予定を立てます。**

本人の療養看護は長期にわたることもありますので、**中長期的展望に立って**、最善の療養看護ができるように計画します。

## **財 産 管 理**

- (1) 成年後見人選任の審判が確定した後、**1箇月以内**に本人の財産にどのようなものがあるかを調査し、その一覧表（財産目録）を作成して、家庭裁判所に送付します（**財産目録の作成と送付**）。
- (2) **本人の財産を後見人や第三者の財産と一緒に管理するのではなく、区別して管理しなければなりません。**また、本人名義の財産を後見人個人の名義にすることはできません。
- (3) 本人の財産に損害を与えないような**安全な方法で管理**します。
- (4) 本人の財産から支出できるものは、基本的には、本人の生活・療養看護に関する費用です。
- (5) 本人の収入・支出について、**金銭出納帳に記録し、領収書等の資料を保管**します。また、一定期間ごとに収支のバランスがとれているかチェックします。
- (6) 本人が居住用として使用している不動産について、売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定などの処分をする場合には、家庭裁判所に「**居住用不動産処分許可**」の申立てをして、許可を得る必要があります。
- (7) 後見人と本人とがお互いに遺産分割や賃貸借の当事者になるなど、利害が対立するときには、家庭裁判所に「**特別代理人選任**」の申立てをして、後見人とは別の代理人を選ぶ必要があります。

### **後見人の任務の終了**

後見人の任務は、辞任、解任、後見開始審判の取消し、本人の死亡などにより終了します。その時には、後見人として行った本人の**財産管理の計算**をして報告書（様式は裁判所に備えてありますので、必要に応じてお問い合わせください。）を作成し、**本人が亡くなってから2箇月以内**に家庭裁判所に報告します。また、東京法務局に対し、成年後見に関する登記手続をします。

## 後見人の報酬付与

後見人の報酬は、家庭裁判所の審判があって初めて認められることとなりますので、家庭裁判所に対し、後見事務の報告書と共に「報酬付与」の申立てをする必要があります。よって、裁判所の許可なく、本人の財産から勝手に差し引くことはできません。

## 家庭裁判所の後見監督

家庭裁判所は、本人の利益が十分守られるように、後見事務を監督することになっています。そのため、選任時に裁判所から指示された時期に、原則として毎年1回、自主的に報告していただくこととなりますので、漏れのないように備えておくことが必要となります。

なお、本人の生活状況の**大きな変動（入院、転居等）**、**大きな財産処分**、**高額な物品の購入**、**遺産分割等**がある場合は、上記定期報告時期にこだわらず、必要が生じた際に事前に家庭裁判所に連絡し、指示を受けてください。

## 後見人の責任

後見人としてふさわしくないと認められたときは後見人を辞めていただくこともあります。その場合には、速やかに別な後見人を選任します。

また、注意義務に違反し、損害が発生した場合は、その賠償を求められることがあります。さらに、本人の財産を本人以外の利益のために利用又は処分すると、**刑事責任**を問われることがあります。

## 2 保佐について

「保佐」とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者（民法11条）」（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない方）について、保佐人を選任して保護を図る制度です。

選任された保佐人は、被保佐人（本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。

(1) 民法13条に定められた重要な財産行為について、本人の不利益にならない

- いように検討し、保佐人として同意するかどうかの判断をします（**同意権**）。
- (2) 本人の財産に関する法律行為のうち、個別に代理権を付与された行為がある場合、当該行為を本人に代わって行います（**代理権**）。
- (3) 本人の行った法律行為を取り消すことができます（**取消権**・ただし、日用品の購入や、日常生活に関する行為を取り消すことはできません。）。
- 任務の終了、報酬付与、家庭裁判所の監督、責任については、後見人における場合と同様です。

### 3 補助について

「補助」とは、「精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者（民法15条1項）」（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある方。）について、補助人を選任して保護を図る制度です。

補助を開始するにあたっては、後見及び保佐の場合と異なり、本人の申立て又は同意が必要とされています。

選任された補助人は、被補助人（本人）の意思を尊重して、その心身の状態や生活状況に配慮しながら、次のような仕事を行います。

- (1) 本人の財産に関する法律行為のうち、個別に**同意権**を付与された行為について、本人の不利益にならないように検討し、補助人として同意するかどうかの判断をします。
- (2) 本人の財産に関する法律行為のうち、個別に**代理権**を付与された行為がある場合、当該行為を本人に代わって行います。
- (3) 本人の行った法律行為のうち、個別に同意権を付与された行為について、当該行為を取り消すことができます（**取消権**・ただし、日用品の購入や、日常生活に関する行為を取り消すことはできません。）。

任務の終了、報酬付与、家庭裁判所の監督、責任については、後見人における場合と同様です。

### 4 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者

- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親，祖父母，子，孫，兄弟姉妹，甥，姪，おじ，おば，いとこ，配偶者の親，子，兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）
- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 検察官
- ・ 市区町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

## 5 申立先

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

## 6 申立てに必要な書類等

別紙申立書類等チェックリストのとおり

## 7 申立後の手続について

申立てを受けた家庭裁判所では，家庭裁判所調査官や参与員などが，直接，申立人，本人及び成年後見人等候補者に会って，申立ての実情や本人の意見などを聴いたりすることがあります。また，本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で，本人の財産の内容や生活する上で必要となる援助の内容に応じて，ふさわしい方を成年後見人等を選びます。

なお，申立てをした後は，家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

また，成年後見人等の選任に当たっては，家庭裁判所が，本人にとって最も適任であると判断した方を選任しますので，必ずしも成年後見人等候補者の方が成年後見人等選任されるとは限りません。

## 8 成年後見制度についてのお問い合わせ先

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

- ※ 手続のご説明のほか，各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

- 成年後見制度についてのご相談  
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）
  - ※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問い合わせについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。
  - ※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問い合わせ  
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）  
<https://www.houterasu.or.jp/>
  - ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。
  - ※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- 任意後見契約について  
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）  
<https://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場